

川崎市アスベスト対策会議設置要綱

(設置)

第1条 アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進するため、川崎市アスベスト対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針
- (2) アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他アスベスト対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長を置く。

- 2 座長は、副市長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長を補佐するため、副座長を置く。
- 5 副座長は環境局長とし、座長に事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて招集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会には会長及び幹事を置き、会長は、環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 各幹事及びその属する組織のアスベストに関する主な所掌事項は別表2に掲げるとおりとする。
- 5 会長は、必要に応じ幹事会での協議結果を対策会議に報告することとする。
- 6 幹事会は、会長の判断に基づき、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局を環境局環境対策部環境対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 川崎市アスベスト対策推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

座 長	三浦副市長
委 員	環境局長（副座長） 上下水道事業管理者 総務局長 総合企画局長 財政局長 市民・こども局長 こども本部長 経済労働局長 健康福祉局長 まちづくり局長 建設緑政局長 港湾局長 交通局長 病院局長 消防局長 教育長

別表2（第6条関係）

幹 事	組織のアスベストに関する主な所掌事項	
環) 環境対策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に関する こと ・大気環境の測定及び公表に 関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストに関する 市民等への情報提供 ・庁内関係課に対する、 所管業務に係る情報 提供や適切な指示・ 指導等に関するこ と。
環) 廃棄物指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の処理指 導に関すること 	
ま) 建築監察課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等に関すること 	
健) 健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・健康不安に対する相談等に 関すること 	
健) 環境保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済法等に関 すること 	
ま) 施設計画課長 公共建築担当課長 施設保全担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有施設のアスベスト対 策に関すること ・「市有施設の維持管理等に 係るアスベスト対策要領」 に関すること 	
ま) 建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法の届出等 に関すること 	